第４５回六甲ファミリーまつり「おまつり屋台」出店者募集要項

１．出店概要

⑴　出 店 日　　平成 27 年 5 月 16 日（土）

⑵　営業時間　　午前 11 時から午後 8 時 00 分（営業時間中の片付け禁止）

⑶　出店場所　　王子競技場前広場内の指定場所

⑷　店 舗 数　　約 50 店（区割り等で増減有）

⑸　出 店 料　　１小間　18,000 円（設備により増有）

⑹　申込資格　　神戸市内に事業所・住所を有する法人・個人に限る。

⑺　申込上限　　1 出店者につき 1 小間まで

⑻　申込期間　　平成 27 年 3 月 9 日（月）、10 日（火）9 時～17 時　区４階会議室にて持参受付
郵送の場合は、3 月 9 日（月）必着
（〒657-8570（住所不要）区まちづくり課「神戸まつり灘区協賛会事務局」まで）

⑼　申込結果　　書面にて通知（場所は 3 月 24 日（火）開催の抽選会にて決定）
※応募者多数の場合は、上記抽選会で出店者を決定する。

２．出店募集要項

⑴　出店商品・販売に関して

① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店でないこと。（特に、商標登録など知的財産に関する違反行為はご注意ください）

② アルコール類及びガス風船を販売してはならない。

③ 主催者の判断により、出店販売商品の変更あるいは販売中止を指示することがある。

④ 必ず主催者が発行する出店許可証を当日目立つ場所に掲示すること。許可証の掲示がない場合は出店を認めない。

⑵　応募申込に関して

① 1 出店者につき 1 小間までの申し込みとする。個人･団体とも、複数応募の場合は、落選とする。

② 未成年者のみの出店は認めない。

③ 応募者多数の場合は抽選とする。

④ 出店申込に必要な書類は、全て主催者が指定する期日までに提出すること。（法人は、登記事項証明書を求める場合があります。）

⑶ 会場に関して

① 会場への物品搬入・搬出に関しては、主催者が発行する許可書を所持した車両のみとし、主催者の指示に従うこと。許可証の発行は１出店者１枚限りとする。

② 会場内には、駐車場は準備いたしません。

③ 物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負わない。
また、その損害は出店者が全額賠償すること。

④ 水道は、公園内の指定上水道（1 箇所のみ）の使用とする。

⑷　出店者の責任・保証

①　出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。

②　万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって

対応すること。

③　主催者、動物園、保健所、警察、消防などより指導があった場合は、それに従うこと。

④　調理・飲食により発生した汚水は、出店者が持ち帰ること。

(5)　衛生・原状回復に関して

①　出店により発生したゴミは神戸市指定の袋に入れ、会場内の指定場所に指定の時間までに廃棄すること。

②　公園内の植栽・排水溝にゴミ・油・残さ等の廃棄をしないこと。

③　出店者は、会場施設を汚さぬよう十分に注意し、出店テント周辺に油・飲料の床汚れが生じないよう段ボールなどによる養生を必ず行うこと。

④　営業終了後、会場の清掃について協力すること。

⑤　出店に必要な機材、造作等全て出店者負担とし、まつり終了後は原状回復すること。

(6)　禁止事項

①　周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止とする。

②　拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止とする。

③　会場内は、全て禁煙とする。

④　調理にともない、煙の出やすい炭の使用は禁止とする。

⑤　照明等の電気は主催者が一括して供給するため、発電機の設置は認めない。

⑥　当選した出店権利を第三者に貸与、転売することはできない。

(7)　出店料及び営業補償

①　原則として出店料は返金しない。

②　会場レイアウトの変更や雨天による中止、また電源容量オーバーによる停電など、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償を一切行わない。また営業物品その他の買取なども一切行わない。

③　禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合もしくは出店内容届出書に記載された内容と異なる営業をした場合は、即時退店・閉店とするが、出店料は返金しない。また出店に関する損害も補償しない。

(8)　賠償保険の取り扱い

①　出店により生じた第三者への損失補償に備え、次の保険に加入し、証書等の写しを指定期日までに提出すること。(提出出来ない場合は、出店を取り消すことになります。)

施設賠償責任保険（全店)、生産物賠償責任保険（飲食物販売のみ)

出店者名義で各１億円以上に加入

(9)　暴力団排除に関して

①　神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

②　主催者指定の誓約書を、申込書と同時に提出すること。

③　主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに主催者並び警察に届け出ること。

(10)　出店者の本人確認について

まつり当日に出店者の本人確認を行います。

３．出店決定者は、別途誓約書（補助者含む全員）と本人確認書（補助者含む全員）を指定期日までに提出すること。

4．火気器具の使用に関して

① ガスコンロ等を使用する場合は、消火器（ABC10 型以上）を必ず設置すること。

② ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。

③ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは 2m 以上離して管理すること。

④ カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2 台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性がある。使用にあたっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。

⑤ テント内にて使用する機器は、防火防炎材を使用すること。

5．基準小間仕様

2K×1K（W3,600×D1,800）

＊公園内のため、場所によって仕様を変更する場合があります。

＊1 小間標準の供給電源は、1 箇所（500w）のみです。複数配線及び 500w を超える電源が必要な場合は 1kw　3000 円が掛かります。（追加は 1kw のみです。）また、電源供給は当日 10 時よりとなります。

6．リース資材一覧（まつり設営業者との直接契約になります）

品名	仕様	金額
テント	2K×1K	20,000 円
長机	1,800×450　ビニールクロス付	1,600 円
パイプ椅子		380 円
蛍光灯	60w	3,100 円
POP 看板	900×200　データ作成料込	3,240 円
のぼりポール&のぼり台		800 円
消火器	ABC10 型（使用された時は別途）	2,000 円

＊その他、屋台機材もあります。